

議案第101号

澁川市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月30日提出

澁川市長 高木 勉

澁川市水道事業給水条例の一部を改正する条例

澁川市水道事業給水条例（平成18年澁川市条例第236号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第25条関係）

種別	用途	量水器口径	基本料金（1か月につき）	従量料金（1立方メートルにつき）					
				8立方メートルまで	9～20立方メートル	21～50立方メートル	51～200立方メートル	201～3,000立方メートル	3,001立方メートル以上
専用給水装置	一般用	13ミリメートル	1,150円	0円	120円	165円	200円	250円	180円
		20ミリメートル	1,200円						
		25ミリメートル	2,500円						
		30ミリメートル	3,600円						
		40ミリメートル	6,400円						
		50ミリメートル	9,700円						
		75ミリメートル	20,800円						
		100ミリメートル	34,000円						

	150	67,					
	ミリメ	000	円				
	1立方メートル	一般用に同じ					
	臨時用					1立方メートルにつき	360円
私設消火栓	演習用			使用時間1栓10分につき			600円
	火災時使用			無料			

備考

- 1 「一般用」とは、臨時用以外の用に水道を使用する場合をいう。
- 2 「臨時用」とは、工事用、一時用その他臨時の用に水道を使用する場合をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の渋川市水道事業給水条例第25条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の水道の使用に係る料金について適用する。
- 3 前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続く水道使用者の令和6年4月及び5月に計量する使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

理 由

水道事業経営の安定化を図るため、所要の改正をしようとするものである。

澁川市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案										現 行													
別表（第25条関係）										別表（第25条関係）													
種別	用途	量水器 口径	基本料 金（1 か月に つき）	従量料金（1立方メートルにつき）						種別	用途	量水器 口径	基本料 金（1 か月に つき）	従量料金（1立方メートルにつき）									
				8立方 メートル まで	9～2 0立方 メートル	21～ 50立 方メー トル	51～ 200 立方メ ートル	201 ～3, 000 立方メ ートル	3,0 01立 方メー トル以 上					10立 方メー トルま で	11～ 20立 方メー トル	21～ 50立 方メー トル	51～ 200 立方メ ートル	201 ～3, 000 立方メ ートル	3,0 01立 方メー トル以 上				
専用 給水 装置	一般用	13ミ リメー トル	1, 1 50円	0円	<u>120</u> 円	<u>165</u> 円	<u>200</u> 円	<u>250</u> 円	<u>180</u> 円	専用 給水 装置	一般用	13ミ リメー トル	1, 1 50円	0円	<u>110</u> 円	<u>140</u> 円	<u>170</u> 円	<u>210</u> 円	<u>150</u> 円				
		20ミ リメー トル	<u>1, 2</u> 00円																				
		25ミ リメー トル	<u>2, 5</u> 00円																				
		30ミ リメー トル	<u>3, 6</u> 00円																				
		40ミ リメー トル	<u>6, 4</u> 00円																				
		50ミ リメー トル	<u>9, 7</u> 00円																				
		75ミ リメー トル	<u>20,</u> <u>800</u> 円																				
		100 ミリメ ートル	<u>34,</u> <u>000</u> 円																				

	150 ミリメ ートル	67, 000 円					
臨時用	一般用に同じ		1立方メートルにつき 360円				
私設消火 栓	演習用		使用時間1栓10分につき 600円				
	火災時使用		無料				

備考

1 「一般用」とは、 臨時用以外の用に水道を使用する場合をいう。

2 (略)

	150 ミリメ ートル	60, 750 円					
浴場用		2,7 50円	1立方メートルにつき 75円				
臨時用	一般用に同じ		1立方メートルにつき 300円				
私設消火 栓	演習用		使用時間1栓10分につき 500円				
	火災時使用		無料				

備考

1 「一般用」とは、浴場用及び臨時用以外の用に水道を使用する場合をいう。

2 「浴場用」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により公衆浴場として許可されたもので、かつ、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）の規定が適用される浴場の用に水道を使用する場合をいう。

3 (略)

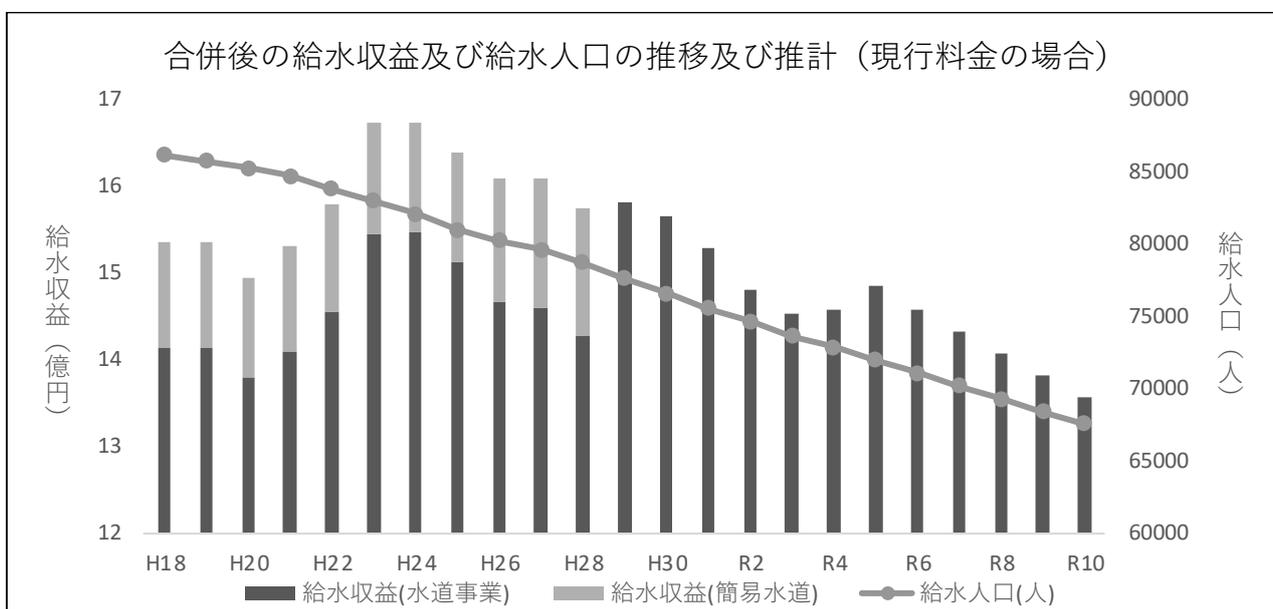
渋川市水道事業給水条例の改正について

1 改正の理由について（改正の必要性）

本市の水道事業の経営状況は、人口減少等を要因とする水需要の減少に伴う収入の減少、管路や施設等の老朽化に伴う更新費用の増加等により、非常に厳しい状況にあります。

このままでは、管路や施設等の更新費用を確保し、更新を進めていくことができず、安全で安心な水を安定供給することがおぼつかない状況に陥ることになります。

今回の改正は、将来に向けて安全で安心な水の供給を続けるため、水道料金の改定を行おうとするものです。



2 改正の内容について

(1) 基本料金区分の見直し

現在、口径区分のうち、13mm口径と20mm口径においては、同一の基本料金となっています。しかし、量水器の購入等に要する経費は、それぞれ異なるものであり、使用者負担の均衡を図る必要があります。

このことから、県内他市の基本料金区分の状況も踏まえ、13mm口径の基本料金を基準とし、20mm口径の基本料金を1,150円から1,200円に引き上げます。

(2) 従量料金区分（使用水量区分）の見直し

現在、一般用の水栓では、基本料金に10m³までの使用水量を含んでいます。しかし、近年の節水機器の普及等により、1か月の使用水量が全体の3割の使用者で10m³に満たない状況です。

このことから、県内他市の従量料金区分の状況も踏まえ、基本料金に含まれる使用水量を10m³から8m³に引き下げます。

(3) 用途区分「浴場用」の廃止

市内に対象となる事業者がないため、浴場用の区分を廃止します。

(4) 基本料金及び従量料金の改定

料金改定に当たり、日本水道協会が定める水道料金算出要領に基づく「総括原価方式」により料金水準の算定を行ったところ、50%を超える大幅な引上げとなる料金が算出されました。しかし、今回の料金改定については、市民生活への影響を考慮しながらも、事業の継続に必要な資金を確保できる基本料金及び従量料金となるよう料金の算出を行いました。

なお、今回の料金改定における平均使用水量での料金は、17.95%程度の増加となります。また、代表的な口径毎の平均使用水量での料金は次のとおりとなります。

平均的な使用水量での料金（1か月当たり）

口径	平均使用水量	現行料金	新料金	増加額	増加率
13mm	15m ³	1,870円	2,189円	319円	17.06%
20mm	20m ³	2,475円	2,904円	429円	17.33%
25mm	55m ³	9,240円	10,879円	1,639円	17.74%

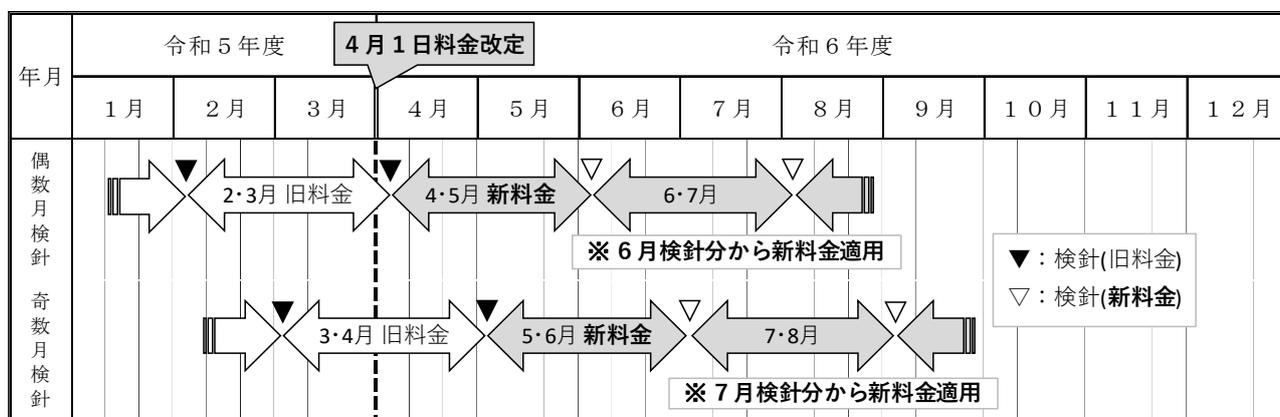
3 料金改定後の経営について

今回の料金改定を実施することにより、管路や施設等の更新の資金となる資産維持費として、令和10年度末に約5億円程度の留保資金を確保できることとなります。これは、本市水道事業の事業規模に適正な額であり、これにより管路や施設等の更新を進めていきます。

しかしながら、今後も人口減少による収入減は続いていきますので、経営状況を注視しながら料金の見直しを検討していく必要があります。

4 料金改定のスケジュール

条例改正の施行日は、令和6年4月1日とし、施行日前からの使用者については、令和6年6月以降の検針分から改正後の料金が適用されます。



1 基本料金改定率

口径	現行料金	新料金	増加額	改定率
13mm	1,150円	1,150円	0円	0.00%
20mm	1,150円	1,200円	50円	4.35%
25mm	2,250円	2,500円	250円	11.11%
30mm	3,250円	3,600円	350円	10.77%
40mm	5,750円	6,400円	650円	11.30%
50mm	8,750円	9,700円	950円	10.86%
75mm	18,750円	20,800円	2,050円	10.93%
100mm	30,750円	34,000円	3,250円	10.57%
150mm	60,750円	67,000円	6,250円	10.29%

2 従量料金改定率

従量区分	9~20m ³ ※	21~50m ³	51~200m ³	201~3000m ³	3001m ³ ~
現行料金	110円	140円	170円	210円	150円
新料金	120円	165円	200円	250円	180円
増加額	10円	25円	30円	40円	30円
改定率	9.09%	17.86%	17.65%	19.05%	20.00%

※現行料金は10~20m³

3 平均使用水量における料金及び改定率（1か月当たり） ※消費税込

口径	契約件数	契約割合	平均使用水量	現行料金	新料金	増加額	改定率
13mm	27,874	82.77%	15m ³	1,870円	2,189円	319円	17.06%
20mm	4,829	14.34%	20m ³	2,475円	2,904円	429円	17.33%
25mm	493	1.46%	55m ³	9,240円	10,879円	1,639円	17.74%
30mm	124	0.37%	175m ³	32,780円	38,489円	5,709円	17.42%
40mm	202	0.60%	305m ³	64,460円	75,944円	11,484円	17.82%
50mm	127	0.38%	430m ³	96,635円	113,949円	17,314円	17.92%
75mm	27	0.08%	1,365m ³	323,620円	383,284円	59,664円	18.44%
100mm	1	0.00%	1,765m ³	429,220円	507,804円	78,584円	18.31%
150mm	2	0.01%	16,060m ³	2,902,405円	3,469,609円	567,204円	19.54%
計	33,677	100.00%					

4 新料金計算例

(1) 13mm口径で使用水量が2か月に30m³の場合

$$(1,150円 + (15m^3 - 8m^3) \times 120円) \times 1.10$$

$$+ (1,150円 + (15m^3 - 8m^3) \times 120円) \times 1.10 = 4,378円$$

(2) 20mm口径で使用水量が2か月に45m³の場合

$$(1,200円 + (20m^3 - 8m^3) \times 120円 + 2m^3 \times 165円) \times 1.10$$

$$+ (1,200円 + (20m^3 - 8m^3) \times 120円 + 3m^3 \times 165円) \times 1.10 = 6,715円 (1円未満切捨て)$$